

証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期)のポイント

- 昨年12月に新委員長・委員が就任し、第9期証券監視委がスタート。(3委員同時交替は9年ぶり)
- 加えて、本年は設立25周年の節目にあたることもあり、改めて証券監視委の持つ強み・弱みを分析したうえで、取り巻く環境や諸問題を踏まえて採るべき対応について分析。(SWOT分析)
- 今般、市場監視活動を新しいステージへ移行させるため、中期活動方針を策定。

これまでの25年

- 発足当時は、刑事告発を主な監視手段とし、組織も小規模。
- その後、課徴金制度の導入(平成17年4月)、証券検査権限の拡大(平成19年の金商法施行)などの市場監視権限の充実・強化に伴い、体制も拡充。
- 他方、この間、金商業者等の数は大幅に増加、また、IT技術の進展に伴い、市場構造が大きく変化し、国内外の証券不正の個別事案がより大型化・複雑化。

	発足当時	直近
定員 (財務局含)	202人	763人 (平成28年度)
機構	2課：総務検査課 特別調査課	6課：総務課、市場分析審査課 証券検査課、取引調査課 開示検査課、特別調査課
証券検査 対象業者数	約1,100社	約7,000社(延べ)

より効果的・効率的な市場監視のための

3つの戦略目標

- 広く
個別的 ⇒ 網羅的・全体的
- 早く
事後チェック ⇒ 未然予防
- 深く
形式上の原因 ⇒ 根本原因